

# 税金

## 償却資産の申告を

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産(事業用資産)にも課税されます。個人・法人ともに、2年1月1日現在の資産状況を申告してください。

- 市内に事業用(製造・販売・建設・サービス業など)の償却資産を所有している
- 市内の事業所に事業用として償却資産を貸している
- 倉庫などの不動産の賃貸業を営んでいる
- 共同住宅を経営している
- 申告の対象となる資産 路面舗装、広告塔、パソコン、複写機、看板などの事業用資産

### ◆申告の対象となる償却資産

資産の種類	細目(例)
構築物 (建物附属設備)	煙突、水槽、路面舗装、門、塀、広告塔、ネオン塔、フェンス、外灯、植栽、庭園、そのほか土地に定着する土木設備、工作物、店用簡易設備など
機械、装置	旋盤、ボール盤、ホイスト、コンベア、変電設備、動力配線設備、そのほか物品の製造、加工、修理などに使用する設備など
車両、運搬具	道路運送車両法上大型特殊自動車とされるもの、自転車、荷車など ※自動車税、軽自動車税が課されるものを除く
工具器具、備品	パソコン、測定工具、切削工具、看板、陳列ケース、ロッカー、テレビ、冷暖房機器、厨房用品、複写機、計算機、理美容機器など



## 市役所の日曜相談窓口(12月)

相談内容	とき	持ち物・業務内容・問合先など
マイナンバー	8日(日) 午前9時～正午	業務内容 通知カード・個人番号カードの交付、マイナンバーに関する相談 相談・問合先 市民課 ☎06(6902)5983
国民年金		持ち物 年金手帳、印鑑など ※離職した人、代理人の申請時は別途必要書類あり 相談・問合先 市民課 ☎06(6902)6005
市税納付	22日(日) 午前10時～午後3時	※証明書の発行などは不可 相談・問合先 納税課 ☎06(6902)5935
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料納付		※南部市民センターでも受付可。ただし、納付書・保険証の発行は不可のため後日郵送 相談・問合先 保険収納課 ☎06(6902)5939

## 南部市民センター内サービスコーナーをご利用ください

取扱内容	○平日…住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本、戸籍附票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑の登録と廃止、年金現況届の証明、住居表示証明書、身分に関する証明、不在住証明書、課税(所得)証明書 ほか ○土・日曜日、祝日…住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、年金現況届の証明、住居表示証明書 ほか ※月曜日が祝日の場合は休館
問合先	南部市民センター ☎072(885)1141

## スマホ×確定申告 進化するスマート申告!

2年1月から、2カ所以上の給与所得がある人、年金収入や副業などの雑所得がある人など、スマホ専用画面から確定申告できる人の範囲が広がります。

### ◆e-Taxで手続き簡単

マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマホを持っている人はe-Taxで送信できます。また、マイナンバーカード対応のスマホなどがなくても、IDとパスワードを取得すれば、e-Taxで送信できます。

IDとパスワードを発行するには本人確認が必要です。運転免許証などの本人確認書類を持って、お近くの税務署にお越しください。

### 問合先

門真税務署 ☎06(6909)0181

# 保険

## 国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者へお知らせ

整形外科や接骨院で柔道整復師による施術を受ける場合や、はり、きゅう、あん摩・マッサージを受ける場合、健康保険を適用できるケースは限られています。正しく理解し、適切な受診と医療費の適正化にご協力をお願いします。

### ◆整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受ける場合

健康保険が使える場合 骨折、脱臼、打撲および捻挫など(いわゆる肉はなれを含む)

※骨折・脱臼は、応急手当を除

き、あらかじめ医師の同意が必要

### ◆施術を受ける際の注意

○単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象外(全額自己負担)

○施術を受けたときは「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認して署名または押印の捺印

### ◆医師が必要と認めた、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術を受ける場合

○はり、きゅう：神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、そのほか慢性的な疼痛を主症とする疾患

### ◆健康保険が使える場合

○はり、きゅう：神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、そのほか慢性的な疼痛を主症とする疾患

### ◆健康保険が使える場合

○はり、きゅう：神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、そのほか慢性的な疼痛を主症とする疾患

○あん摩・マッサージ：筋麻痺

・筋萎縮・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

### ◆施術を受ける際の注意

○保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要

○単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象外(全額自己負担)

### ◆健康保険が使える場合

○保険医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり、きゅう施術を受けても保険の対象外

### ◆健康保険が使える場合

○はり、きゅう：神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、そのほか慢性的な疼痛を主症とする疾患

### ◆健康保険が使える場合

○はり、きゅう：神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、そのほか慢性的な疼痛を主症とする疾患

○あん摩・マッサージ：筋麻痺

# 年金

## 付加年金に加入しませんか

付加年金は年金受給額を増やし、老後をより豊かにするための公的な年金制度です。

対象 20歳～59歳の国民年金第1号被保険者、60歳～64歳の入または海外に居住している人で国民年金に任意加入している人

※国民年金保険料の納付を免除されている人は加入不可

掛け金 月額400円

受給額 200円に納付月数を乗じた額

※掛け金は確定申告の控除対象

※付加年金と国民年金基金の同時加入は不可

問合先 市民課 ☎06(6902)6005

乗せて支給されます。対象者には、日本年金機構から「請求手続きのご案内」を9月～10月中旬にお届けしています。同封の請求書で12月までに請求してください。2年1月以降に請求した場合、請求した月の翌月以降からの支給になります。

※案内と手続きは日本年金機構が実施

問合先 給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092

☎03(5539)2216

※050で始まる電話から掛ける場合は②へ

受付時間

○月曜日：午前8時30分～午後7時

○火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日を除く。月曜日が祝日の場合は翌日午後7時まで

問合先 守口年金事務所 ☎06(6992)3031

日本年金機構や厚生労働省から手数料などの金銭を求めるところはありません。不審な電話や案内にご注意ください。

年金生活者支援給付金の手続き漏れはありませんか

年金生活者支援給付金は、消費税の引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために年金に上

付加年金に加入しませんか

付加年金は年金受給額を増やし、老後をより豊かにするための公的な年金制度です。

対象 20歳～59歳の国民年金第1号被保険者、60歳～64歳の入または海外に居住している人で国民年金に任意加入している人

※国民年金保険料の納付を免除されている人は加入不可

掛け金 月額400円

受給額 200円に納付月数を乗じた額

※掛け金は確定申告の控除対象

※付加年金と国民年金基金の同時加入は不可

問合先 市民課 ☎06(6902)6005

## 令和元年度 門真市農産物品評会入賞者が決定

11月9日に門真市農産物品評会を開催し、数多くの優れた農産物が出品されました。出品物の一部と、JA北河内門真地区から食品および農産物が、市を通じて、地域の「子ども食堂」へ寄付されました。

問合先 産業振興課 ☎06(6902)5966

賞名称	入賞者	出品物	
大阪府知事賞	中西正憲	れんこん	
門真市長賞	れんこんの部	中道隆英	れんこん
	くわいの部	早瀬三郎	くわい
門真市議会議長賞	一般の部	中村正紀	さといも
		米田雅実	ちんげんさい
門真市農業委員会会長賞	川中幸次	とうがん	
北河内地区農業委員会連合会会長賞	西岡信朗	柿	
門真市農業まつり実行委員会委員長賞	中井登志男	ほうれんそう	
北河内農業協同組合組合長賞	友井幹男	くわい	
大阪府農業共済組合組合長賞	高田昌幸	米(玄米)	
北河内地区農業研究クラブ連絡協議会会長賞	山本幸次	さといも	

(敬称略)

## シルバー人材センター新会員募集中

技術や経験を活かして生涯現役で活躍しませんか。

入会条件 市在住で、健康で働く意欲のある60歳以上の人

申込方法 電話または直接

申込・問合先 門真市シルバー人材センター ☎06(6905)5911

開催場所	開催日時
門真市シルバー人材センター	12月10日(火)、2年1月10日(金)、2月10日(月)、3月10日(火) 午前10時から
弁天池公園管理事務所	12月25日(水)、2年1月27日(月)、2月25日(火)、3月25日(水) 午後2時から
市民プラザ	12月8日(日)、2年1月12日(日)、2月9日(日)、3月8日(日) 午前11時から